

第 1 3 回 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

配 布 資 料

- 1 第 1 3 回 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 次第
- 2 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 委員名簿
- 3 第 1 3 回 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 座席表
- 4 諮問文の写し
- 5 審議事項
- 6 平成 2 1 年 4 週 8 休型休市日試行に関するアンケート調査
(集計結果・集計結果《概要》)
- 7 報告事項

第 1 3 回 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 次第

日時：平成 2 1 年 9 月 3 0 日（水）

午後 1 時 30 分 開会

場所：京王プラザホテル 4 7 階

あけぼの

1 開 会

2 市場長挨拶

3 新委員紹介

4 審議事項

平成 2 2 年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について
（花き部、食肉部、水産物部、青果部）

5 報告事項

（ 1 ）東京都中央卸売市場における最近の状況について

（ 2 ）その他

6 閉 会

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 委員名簿

(平成21年9月7日現在、五十音順、敬称略)

委員 (28名)

	氏 名	役 職
会 長	青 山 和 夫	元東京都中央卸売市場長
委 員	井 口 幸 吉	東京都青果物商業協同組合理事長
委 員	磯 村 信 夫	東京都花き振興協議会副会長
委 員	伊 藤 興 一	東京都議会議員
委 員	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
委 員	伊 藤 宏 之	東京魚市場卸組合連合会会長
委 員	伊野瀬 十 三	東京都生活協同組合連合会専務理事
委 員	大 澤 誠 司	東京青果卸売組合連合会会長
委 員	大 武 勇	東京都水産物小売団体連合会会長
委 員	岡 田 眞理子	東京都議会議員
委 員	小 池 潔	東京都花き振興協議会副会長
委 員	齋 藤 壽 典	社団法人大日本水産会常務理事
委 員	桜 井 浩 之	東京都議会議員
委 員	笹 本 ひさし	東京都議会議員
委 員	椎 名 宏 行	全国農業協同組合連合会園芸農産部長
委 員	島 田 美太郎	東京都食肉事業協同組合理事長
委 員	鈴木 あきまさ	東京都議会議員
委 員	高 野 喜八郎	東京食肉市場卸商協同組合理事長
委 員	武 井 喜 一	東京中央市場青果卸売会社協会副会長
委 員	寺 内 正 光	東京食肉市場株式会社取締役社長
委 員	寺 田 佳 正	公認会計士
委 員	中 野 三千代	東京都地域婦人団体連盟消費経済部長
委 員	根 本 浩 歩	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長
委 員	羽根川 信	築地市場労組従組連絡協議会副議長
委 員	兵 頭 美代子	主婦連合会参与
会長代理	藤 島 廣 二	東京農業大学教授
委 員	細 川 允 史	酪農学園大学教授
委 員	三 島 勝 治	東京都花き振興協議会会長

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 幹事・書記名簿
(平成21年9月7日現在)

幹事 (10名)

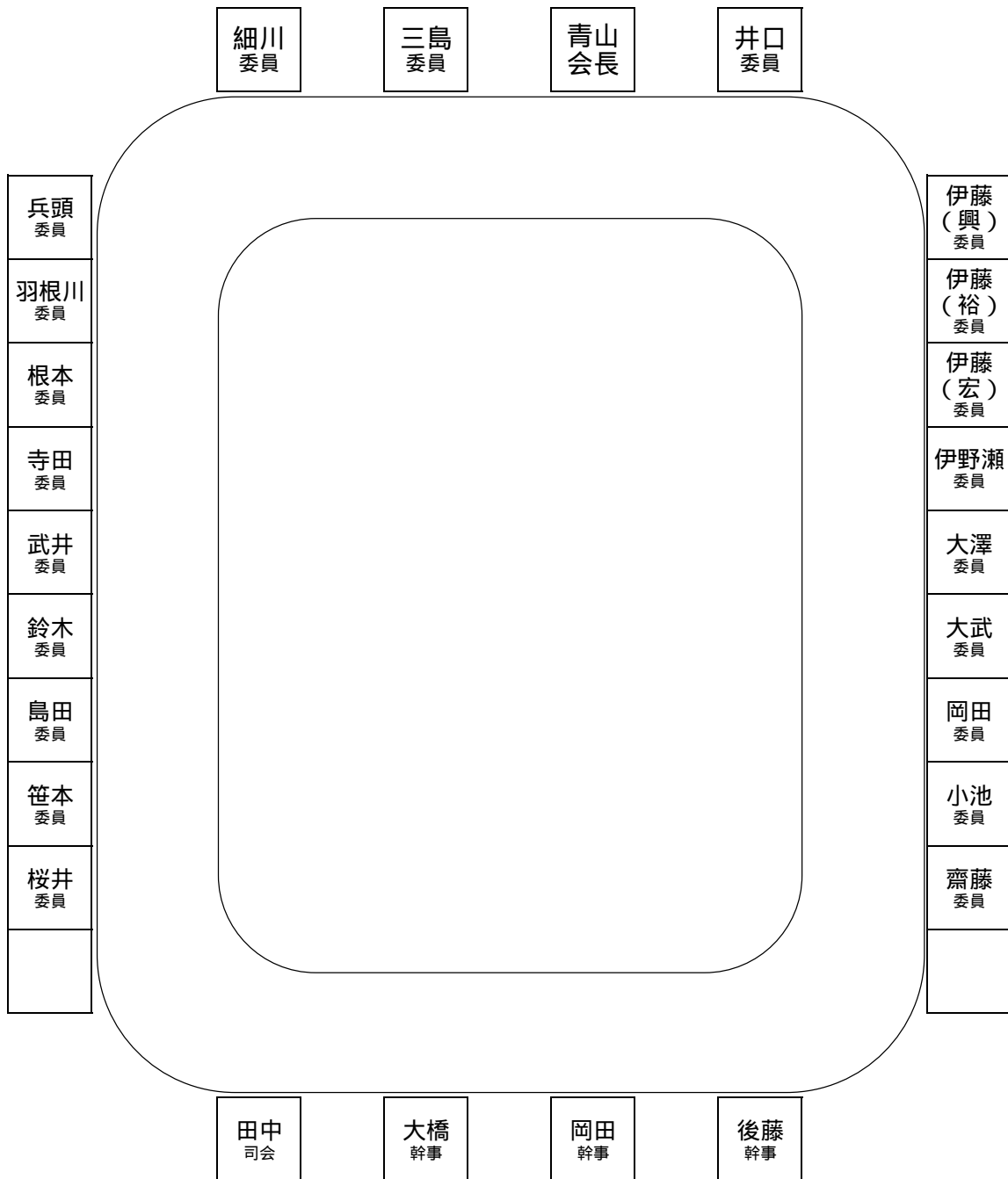
氏名	役職
岡田 至	中央卸売市場長
後藤 明	中央卸売市場管理部長
大拙 秀次	中央卸売市場参事 (市場政策担当)
横山 宏	中央卸売市場参事<調整担当>
野口 一紀	中央卸売市場新市場担当部長
宮良 眞	中央卸売市場新市場建設調整担当部長
砂川 俊雄	中央卸売市場参事 (新市場建設技術担当)
黒川 亨	中央卸売市場参事 (特命担当)
大橋 健治	中央卸売市場事業部長
小川 誠一	福祉保健局市場衛生検査所長

書記 (8名)

氏名	役職
萱場 明子	管理部総務課長
松村 大	管理部市場政策課長
飯田 一哉	管理部財務課長
大里 直恵	管理部新市場建設課長
石田 望	管理部副参事 (広報・計画担当)
熱田 秀	管理部食肉事業推進担当課長
田中 賢也	事業部業務課長
南雲 昇	事業部施設課長

第13回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会座席表

(委員五十音順 敬称略)



書記席	小川 幹事	大拙 幹事	砂川 幹事	宮良 幹事	黒川 幹事	横山 幹事	野口 幹事	書記席
-----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----

委員関係者

委員関係者	書記席
-------	-----



21中事業第342号

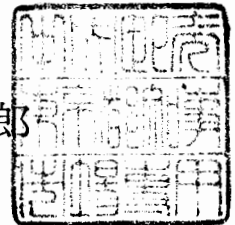


東京都中央卸売市場
取引業務運営協議会

下記の事項について諮問します。

平成21年9月30日

東京都知事 石原 慎太郎



記

1 諮問事項

平成22年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について
(花き部、食肉部、水産物部、青果部)

2 諮問理由

東京都中央卸売市場条例第7条第2項及び同条例第105条に
基づき諮問する。